

企業等派遣研修実施要綱

制定 昭和58年1月31日 総務局長決定

改正 平成21年4月 1日

改正 平成30年7月20日

(目 的)

第1条 この要綱は、職員を国又は地方公共団体以外の団体（以下「企業等」という。）に派遣（以下「交流派遣」という。）し、企業等における実務を体験させることにより、職員の意識の改革と資質の向上を図り、もって都政の効率的な執行に資することを目的とする。

(派遣職員の取扱い)

第2条 この要綱により、交流派遣される職員は「東京都職員研修規則」（昭和43年東京都規則第38号）第4条第1項第1号に定める中央研修または局研修の研修生（以下「交流派遣職員」という。）とする。

(交流派遣職員の決定)

第3条 交流派遣職員の決定に関する事務は、別に定める基準に従い、派遣元局において処理する。

2 派遣元局は、交流派遣職員の決定に際して、総務局人事部長が別に定めるものについては、総務局人事部人事課に協議するものとする。

(派遣期間)

第4条 交流派遣期間は3年を超えることができない。

2 前項の期間は、派遣先企業等から当該期間の延長を希望する旨の申出があり、かつ、その申出に理由があると局長が認める場合には、交流派遣職員の同意を得て、当該交流派遣をした日から引き続き5年を越えない範囲内において、派遣期間を延長することができる。

(交流派遣職員の給与、勤務時間その他の勤務条件)

第5条 派遣期間中における交流派遣職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は都が実施する他の研修の研修生と同様とする。

(費用弁償)

第6条 交流派遣職員が派遣先の企業等で研修中に要した費用については、当該派遣先の企業等と協議のうえ支給するものとする。

(交流派遣中の災害及び通勤による災害)

第7条 交流派遣中の災害及び企業等への通勤による災害については、都の公務上の災害又は通勤による災害として取り扱う。

(秘密を守る義務)

第8条 交流派遣職員は、派遣先の企業等において知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前項の秘密は、派遣先の企業等が秘密であると明示した事項、その他それを漏らすことが当該企業等の利益を侵害すると客観的に認められる事項をいう。

(企業等の指示に服する義務)

第9条 交流派遣職員は、派遣期間中においては、派遣先の企業等の職員のうちから当該企業等の指定するものの指示に従うものとする。

(休暇の承認等)

第10条 交流派遣職員の休暇等の承認並びに出張、超過勤務及び休日勤務の命令は、派遣先の企業等の職員のうちから当該企業等の指定するものを經由して行うものとする。

(出勤等の取扱い)

第11条 交流派遣職員の出勤等の取扱いについては、派遣先の企業等の職員の例により行うものとする。

2 知事は必要があると認めるときは、派遣先の企業等から交流派遣職員の出勤等の報告を求めるものとする。

(他の研修の受講)

第12条 交流派遣職員に対して、都が実施する他の研修の受講を命ずる必要があると認めるときは、知事は企業等と協議のうえ、これを命ずるものとする。

(協定の締結)

第13条 知事は必要があると認めるときは、派遣先の企業等と協定を締結するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、企業等への交流派遣の実施に関する必要な事項は、総務局人事部長が定めるものとする。